



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

発行責任者 宮島喜文

編集責任者 深澤憲治

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号

TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722

ホームページ <https://www.jamt.or.jp>

P1~P2 『タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会』について (進捗報告)

P3~P4 臨地実習指導者講習会の開催が開始される

P4 日臨技支部医学検査学会開催報告(5) [中四国支部]

P5 全国「検査と健康展」2021 各地からの報告 第5回

『タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会』について(進捗報告)

医師の働き方改革を推進するための一方策として、さらなるタスク・シフティング(業務の移管)の推進は重要であり、制度的対応も含め検討していくべきであると指摘されたことをうけ、法改正により令和3年10月1日より、臨床検査技師の業務に10の行為が追加されました(資料1参照)。すでに臨床検査技師の免許を有する者が新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされ、その研修として日臨技が実施する研修が定められました。

日臨技ではその研修を「タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会」とし厚生労働省から示されたカリキュラムに準じて、オンライン形式の基礎講習700分を履修後、各都道府県において小規模で開催される実技講習360分を履修する形式としました(詳細は日臨技ウェブサイトでご確認ください)。令和4年2月3日時点で基礎講習への申し込みが13,711名で、その中の7,057名の方が履修を完了されています。また、実技講習においては、8月の中央でのシミュレーション研修、9月から12月にかけての各支部での実務担当者講習会を経て、47都道府県での実技講習会開催へと事業展開を進めているところであり、2月現在で1,723名が修了されています。

本格的に各都道府県での実技講習会の開催計画が進む中で、COVID-19オミクロン株の急速な拡大により、軒並み開催中止・延期を余儀なくされています。受講を予定されていた方々には大変ご迷惑をおかけしております。感染状況についてはまだまだ予断を許さない状況ではありますが、各都道府県において安全な講習会開催を念頭に再開を模索していただいておりますので、実技講習の受講をお待ちの方は今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。また、まだ基礎講習への申し込みをされていない方々におかれましては、いつでもどこでも受講が可能なオンデマンド講義ですので、まずは受講を開始していただきたくお願いいたします。

医師の働き方改革の推進については、医療の中での喫緊の課題であり、医師の時間外労働の上限規制は令和6年(2024)年度から運用が開始され、全ての医療

(資料1)

法改正により臨床検査技師の業務として追加される行為は以下の通り、検体採取関連で2項目、生理機能検査で4項目、採血及び生理学的検査に関連する行為の4項目であり、令和3(2021)年10月1日より施行となっています。

●臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師等に関する法律施行令第8条の2に定める臨床検査技師が実施可能な検体採取として、以下を追加する。

- ・医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為
- ・内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

●臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正

① 臨床検査技師等に関する法律第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査として、次に掲げる検査を追加する。(臨床検査技師等に関する法律施行規則第1条の2の改正)

- ・運動誘発電位検査
- ・体性感覚誘発電位検査
- ・持続皮下グルコース検査
- ・直腸肛門機能検査

② 改正法による改正後の臨床検査技師等に関する法律第20条の2第1項第4号の厚生労働省令で定める行為として、次に掲げる行為を規定する。(臨床検査技師等に関する法律施行規則第10条の2として新設)

- ・採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為
- ・採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為(電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。)
- ・採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ・超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

機関において対応が求められます。その一方策であるタスク・シフト/シェアに関連する法令改正は国家資格を有する多くの医療職種の中で一部の職種にのみ実施されており、その中に我々臨床検査技師があります。その事実、国家・国民より医師の働き方改革の推進において、臨床検査技師に大きな期待が寄せられているものと理解する必要があります。多職種が協同し進められるタスク・シフト/シェア推進の取り組みの中で、臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアにより、医師の働き方改革への貢献を具現化する必要があると考えています。会員各施設においては、現行の業務に加えCOVID-19対応等でご多忙かと思いますが、法

改正により拡大された業務、さらに現行制度の下で実施可能な業務（資料2参照）を念頭に、それぞれの業務実態に応じた臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアを実践して、臨床検査技師の活躍の場を拡大していただくことを祈念しております。

末筆となりますが、各地で実技講習を企画・運営していただきます47都道府県技師会におかれましては、大変なご負担をお掛けいたしますが、将来へ向けての臨床検査技師の新たな一歩のため、引き続き、お力添えをいただきますようお願いいたします。

(代表理事・副会長 丸田 秀夫)

(資料2)

厚生労働省の「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」における議論を踏まえ、現行制度下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務の具体例やタスク・シフト/シェアを推進するに当たっての留意点等について「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」厚生労働省医政局長通知(医政発0930第16号、令和3年9月30日)で示されました。臨床検査技師については、14項目が現行制度下において実施可能とされました。

<p>① 心臓・血管カテーテル検査、治療における直接侵襲を伴わない検査装置の操作 心臓・血管カテーテル検査・治療において、臨床検査技師が、医師の指示の下、超音波検査(血管内超音波検査を含む。)や心電図検査、心腔内・血管内の血圧等の観察・測定等における直接侵襲を伴わない検査装置の操作を行うことは可能である。</p>	<p>な知識・技術を有する臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。</p>
<p>② 負荷心電図検査等における生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などの確認 負荷心電図検査等の実施に当たって、臨床検査技師が、医師の指示の下、検査実施前に、患者に装着されている生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などのバイタルサインを確認し、医師等と事前に取り決められた範囲の値になっているかを確認し、範囲内の場合に検査を実施することは可能である。検査実施中に異常等が認められた場合には、速やかに医師に報告する必要がある。</p>	<p>⑧ 輸血に関する定型的な事項や補足的な説明と同意書の受領 輸血の実施に当たっては、輸血の必要性や輸血を行わない場合の危険性、輸血後の副作用等のリスク等について、患者に適切に説明した上で、同意書を受領する必要があるが、こうした輸血に関する説明と同意書の受領については、必ずしも医師がすべて行う必要はなく、輸血関連業務等に関する専門的な知識を有する臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。具体的には、臨床検査技師が、医師の説明等の前後において、医療機関が定めた輸血に関する定型的な説明事項(輸血療法や輸血関連検査の意義、輸血後の副作用等のリスク等)や補足的な事項についての説明を行い、医師と患者、家族等が十分な意思疎通をとれるよう調整するとともに、輸血の同意書を受領することが考えられる。</p>
<p>③ 持続陽圧呼吸療法導入の際の陽圧の適正域の測定 睡眠時無呼吸症候群に対する持続陽圧呼吸療法導入の際に、臨床検査技師が、医師の指示の下、陽圧の適正域を測定し、調整する行為(脳波、心電図、呼吸の気流を検知するフローセンサー、いびき音を拾うマイクロフォン、胸壁・腹壁の拡張を検知する圧センサーの装着・脱着を含む。)を行うことは可能である。</p>	<p>⑨ 救急救命処置の場における補助行為の実施 救急救命処置の場において、臨床検査技師は、臨床検査技師等に関する法律により診療の補助として実施することができるとされている生理学的検査や採血等に加え、患者の移送や血圧測定等の医行為に含まれない補助行為についても実施することが可能である。</p>
<p>④ 生理学的検査を実施する際の口腔内からの喀痰等の吸引 生理学的検査を安全かつ適切に実施する上で必要となる喀痰等の吸引については、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条の「生理学的検査」に含まれるものと解され、医師の指示の下に臨床検査技師が行うことは可能である。 臨床検査技師が、生理学的検査を実施する上で必要な喀痰等の吸引を行うに当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた臨床検査技師が実施することとともに、医師の指示の下、他職種との適切な連携を図るなど、臨床検査技師が当該行為を安全に実施できるよう留意しなければならぬ。</p>	<p>⑩ 細胞診や超音波検査等の検査所見の記載 臨床検査技師が、細胞診や超音波検査等の検査所見を報告書に記載し、医師に報告することは可能である。ただし、当該所見に基づく病状等の判断は医師が行う必要がある。</p>
<p>⑤ 検査にかかる薬剤を準備して、患者に服用してもらう行為 検査の実施に当たって、医師が処方・指示した調剤済みの薬剤を患者に渡し、服用してもらう行為は、医行為に該当せず、臨床検査技師が当該行為を行うことは可能である。具体的には、糖負荷試験にかかるブドウ糖液や脳波検査にかかる睡眠導入剤、尿素呼吸試験にかかる尿素錠を患者に渡し服用してもらう行為や、気道可逆性検査(呼吸機能検査)にかかる気管支拡張剤を患者に吸入してもらう行為を臨床検査技師が行うことが考えられる。ただし、異常な所見等が見られた場合には医師が適切に対応できる体制の下で行う必要がある。</p>	<p>⑪ 生検材料標本、特殊染色標本、免疫染色標本等の所見の報告書の作成 病理組織検査において、臨床検査技師が、病理医の指示の下、生検材料標本の組織所見、特殊染色標本の染色態度の評価、免疫染色標本等の染色態度の評価又は陽性細胞の計数・定量判定等についての報告書を作成することは可能である。臨床検査技師により作成された報告書については、病理医の確認と承認を受けた上で、臨床医へ報告される必要がある。</p>
<p>⑥ 病棟・外来における採血業務 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日付け医政発1228001 厚生労働省医政局長通知)においても示しているが、臨床検査技師は、病棟・外来において、医師の具体的指示の下に、診療の補助として採血(血液培養を含む検体採取)を行うことが可能であり、外来のみならず、病棟における採血の業務についても、臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。</p>	<p>⑫ 病理診断における手術検体等の切り出し 病理診断における手術検体等の切り出し(検体の写真撮影、組織片切り出し、カセット詰など)については、適切な衛生管理及び精度管理を確保する観点から、必要な知識・技術を有する者が行うことが求められるが、必ずしも医師が行う必要はなく、病理医との適切な連携の下で、検体採取や検体の管理等に関する専門的な知識・技術を有する臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。</p>
<p>⑦ 血液製剤の洗浄・分割、血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作 アレルギー反応を呈する患者や小児・新生児において有効に血液製剤を使用するための血液製剤の洗浄・分割、血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作については、適切な衛生管理及び精度管理を確保する観点から、必要な知識・技術を有する者が行うことが求められるが、必ずしも医師が行う必要はなく、血液製剤や細胞治療の管理等に関する専門的</p>	<p>⑬ 画像解析システムの操作等 病理組織標本のうち、生検検体の標本や病理医が指定した手術検体の標本をスキャナーで取り込む作業、当該画像データの保管・管理、適切に画像を記録するために必要な装置の調整と管理については、検体の管理等に関する専門的な知識・技術を有する臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。</p>
<p>⑦ 血液製剤の洗浄・分割、血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作 アレルギー反応を呈する患者や小児・新生児において有効に血液製剤を使用するための血液製剤の洗浄・分割、血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作については、適切な衛生管理及び精度管理を確保する観点から、必要な知識・技術を有する者が行うことが求められるが、必ずしも医師が行う必要はなく、血液製剤や細胞治療の管理等に関する専門的</p>	<p>⑭ 病理解剖 病理解剖に関して必要な知識及び技能を有する臨床検査技師が、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づき、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けて、病理解剖を行うことは可能である。また、臨床検査技師が同法に基づく厚生労働大臣より死体解剖資格の認定を受けている場合は、保健所長の許可を受けることなく、病理解剖を行うことが可能である。なお、臨床検査技師が病理解剖を行う場合において、臨床検査技師が標本の所見を客観的に記述することは可能であるが、当該所見に基づく死亡の原因についての判断については、医師が行う必要がある。</p>

臨地実習指導者講習会が開始される

日本臨床検査学教育協議会としての取り組み

日本臨床検査学教育協議会 理事長 坂本 秀生

臨床検査技師養成校95校が加盟する日本臨床検査学教育協議会(日臨教)では、日臨技と共同して臨地実習講習会運営を行うに際し、会員校に対し臨地実習施設様の確認を2021年に行いました。その結果、延べ2300以上の施設様にお受けいただき、多くの施設様では複数校の実習生をお受けいただけていることを確認し、深く感謝を申し上げます。

日臨教からWeb講習12講座中の8講座を担当し、ワークショップでは全講座で講師と調整者、グループワークの世話人も担当いたします。その準備として、Webにて臨地実習講習会の準備・運営に関する説明会を9月に4回実施して延べ300名程の参加、世話人と

調整者が行う内容の説明会を1月に開催し200名程が参加し、録画した説明会を会員校が視聴できるよう設定いたしました。

臨地実習指導者講習会は日臨技の7支部ごとに開催されるに際し、各支部に所在する学校から、日臨技会員の教員2名ずつに日臨教側の窓口担当を依頼し、日臨技各支部代表2名の方々と情報交換し、臨地実習指導者講習会の運営を行えるようにいたしました。全ての臨地実習施設様に臨地実習指導者が在籍いただけるよう、今後も準備・運営・周知に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

臨地実習指導者講習会の開催にあたって

日本臨床衛生検査技師会 専務理事 深澤 恵治

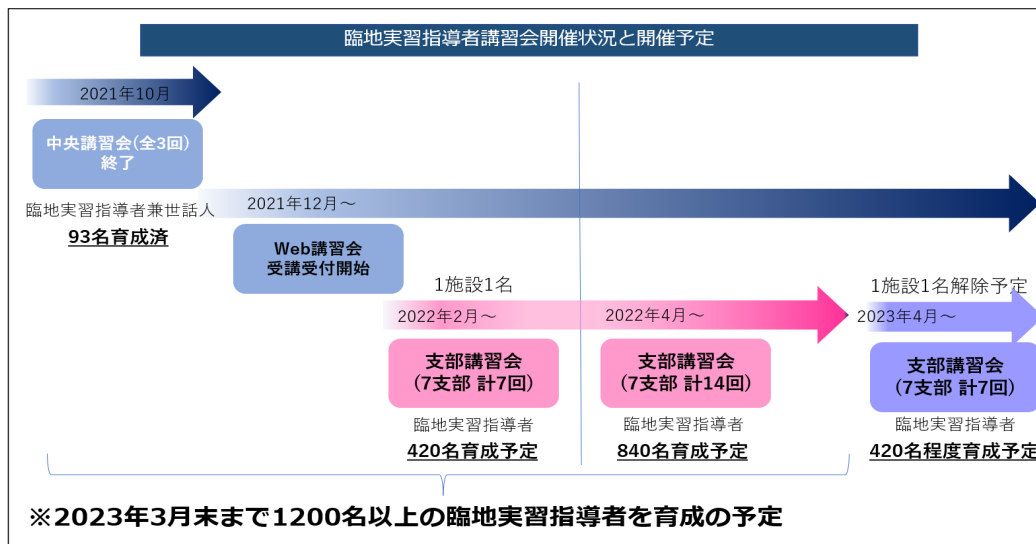
昨年3月31日付で臨床検査技師学校養成所指定規則と臨床検査技師養成所指導ガイドラインが改訂となり本年4月の入学生から適用となります。その中には臨地実習に係る規定も含まれ、養成校によって指定単位数に差があった点も一括して12単位と改訂され、足並みを揃えた指導が実現されようになります。さらには、学生を受け入れるご施設には必ず1名以上の臨地実習指導者の配置が義務付けられました。そのため当会と日臨教との共催にて臨地実習指導者講習会を本年2月13日より開催しております。この会報が出される頃には4支部(関甲信、北日本、近畿、九州)で開催され以降は3月20日までに3支部(中部、中四国、首都圏)にて開催される予定です。

今回の指導者講習会は法律によって1名以上は配置しなくてはならないと明記されたこともあり、事前に

こちらで調査した受け入れ施設(およそ1,200施設)にできるだけ早い時期に受講をしていただくため、現在は1施設から受講できる方を1名のみとさせていただいています。来年度も日臨技の7支部にて2回程度開催されれば、およそ1,200施設での受講を達成できる見込みとなります。遅くとも令和5年4月からは、この1施設1名縛りを解除して、臨床検査技師のどなたでもご受講できるように計画しているところです(図1参照)。何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

結びに本講習会を開催するにあたり、大変ご苦労していただいている日臨技および日臨教の関係者の皆様に深く敬意を払うとともに、この臨地実習指導者講習会により、全国の臨地実習施設の教育水準の均一化が図られることをご祈念しております。

(図1)



臨地実習指導者講習会を受講して

寺田 直樹（藤沢市民病院）

この度、2022年4月入学生の臨地実習から、臨地実習指導者を1名以上配置する施設のみで臨地実習を行えることになり、当検査室でもその必要性から今回の2月中旬講習会に参加させていただきました。コロナ禍ということもあり、対面ではなくWeb形式での開催となり、慣れないパソコンでの参加となりました。

当日はグループワークを中心に4つの課題に対して、班での意見を集約し全体発表という流れでした。私がこの講習で最も感じたことは、通り一辺倒で指導するのではなく、個人個人にそった指導が、よりこれからの教育には必要ではないかということでした。これにはどの施設においても、忙しい業務を抱える中での受け入れという現状もありますが、かつて、自分達も先輩方から指導してもらったことを思い出し、人を育てることの大切さをもう一度確認し、この講習会で学んだことを臨地実習指導者としていかしていきたいと思えます。

井上 まどか（群馬大学医学部附属病院）

群馬大学は衛生検査技師学校、臨床検査技師学校、医療技術短期大学部、医学部保健学科と臨床検査技師の養成には長い歴史があります。そのため、当検査部における臨地実習も長い歴史があります。臨地実習のカリキュラムは諸先輩方が作り上げてきたものを基により良いものを目指していますが、悩みは尽きません。

今回の講習会は、私にとっては頭がパンクしてしまいそうになるほどに臨地実習について考える時間となりました。2月13日に行われたワークショップでは、講義やグループワークを通じ、臨地実習での各種対応について様々な施設の方と意見交換をしながら、様々な考え方、他施設の現状や悩み等を知ることができ、たくさん吸収するものがありました。

きっとこれからも悩みは尽きないものと思われませんが、今回吸収したものを自施設で共有し、よりよい臨地実習のために活かしていけたらと思います。実務委員の皆様、参加者の皆様、有意義な時間をありがとうございました。

日臨技支部医学検査学会開催報告(5)

2021年度 中四国支部医学検査学会

いどむ!! ～ その先にみる未来は・・・ ～

学会長 木村 泰治
実行委員長 植本 美佐夫

令和3年度日本臨床衛生検査技師会 中四国支部医学検査学会（第54回）は、岡山県臨床検査技師会が担当し、中四国支部としては初めてのオンデマンド方式で開催しました。配信期間は2021年12月3日（金）～12月21日（日）の第1会期、2022年1月7日（金）～1月28日（金）の第2会期の計41日間と長めの学会会期となりました。参加登録者数は927名で、中四国支部以外からも参加いただきました。

学会テーマは「いどむ!! その先にみる未来は・・・。」としました。私たち臨床検査技師を取り巻く環境は、以前では考えられない程のスピードと多様性の中で変化しています。医療法改正、タスク・シフト/シェアによる業務拡大、臨床検査技師教育改革そして新型コロナウイルス感染対策など、少し考えるだけでも多くの課題があり、そしてスピードと柔軟性を



持って対応しなければなりません。これらの課題に積極的に「いどむ」、そして「その先に会員の皆さんが主体的に、輝かしい未来を描いていただきたい」その思いで本学会テーマを決定しました。

本学会は特別講演1題、基調講演1題、教育講演2題、シンポジウム15セッション、日臨技企画3題、一般演題111題のプログラム内容でした。通常の会場開催に比べて一般演題数、参加者数とも少ない支部学会となりましたが、「いつもだと発表時間が重なって聴けない演題ももれなく聴講できた」「何度も演題を聴くことができた」「興味深い演題（企画）が多かった」などの感想をいただきました。一方、直接の意見交換ができないことや、参加申込だけで実際に聴講されなかった会員さんがおられたことは残念な点でした。

最後に本学会開催にあたり、参加いただいた日臨技会員の皆様、学会運営を支えていただきました日臨技、中四国支部各県技師会、企業の皆様方に、令和3年度日臨技中四国支部医学検査学会実行委員会一同厚く御礼申し上げます。

（学会長 木村 泰治）

全国「検査と健康展」2021 各地からの報告 第5回

新潟県

令和3年11月20日
(土)新潟市のイオン
モール新潟南にて全国
「検査と健康展」2021 in



Niigataを開催しました。新型コロナウイルスの感染者も減少傾向となっていました。毎年行っている体験型のイベントは行わずに、十分な感染対策を講じながら、新規で作成した12枚のパネルを使い、臨床検査技師の仕事内容についてのパネル展を開催しました。パネルには新型コロナウイルスの検査についてもふれており、来場者は興味深くスタッフの説明に耳を傾けていました。また、準備していたリーフレットも数時間で全て配布することができました。

来場者からは「今年はどうなイベントなの？何を調べてもらえるの？」と昨年度は中止になったにも関わらず、臨床検査技師が行っている「検査と健康展」が地域の皆様にも定着していると感じました。来年度は新型コロナウイルスが終息し、体験イベントを開催し、来場者が楽しめるようなイベントにすることで、臨床検査技師の認知度をさらに高めていきたいと思えます。

(新潟県臨床検査技師会 田端 篤)

神奈川県

11月28日(日)に横浜・新都市プラザにて「検査と健康展」を開催し、生活習慣病対策委員5名とボランティア1



名、理事3名の計9名の参加でした。昨年は緊急事態宣言や県単位での自粛要請があり、開催の中止を余儀なくされました。今年度は、感染対策やソーシャルディスタンスを徹底し、少人数のスタッフで来場者と非接触で行いました。

例年、無料検査体験(頸動脈超音波検査)や物忘れ相談プログラム(認知症検査)行っておりましたが、今年は、生活習慣病についての動画を委員会で作成し上映しました。また、リーフレットやティッシュの配布を直接手渡しではなく机から取っていただく形式としました。配布物の売れ行きは大好評で、配布前から

順番待ちができてしまう程でした。来場者の方からは「がんばって、臨床検査技師」など応援のお言葉や生活習慣病に関してのご質問や貴重なご意見等を頂戴いたしました。

このようなイベントを通して、臨床検査技師の知名度アップや検査の重要性などについてさらに啓発活動を行っていきたく思います。来年は、新たな「検査と健康展」が開催できることを祈っております。ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

(神奈川県臨床検査技師会 佐久間 理)

岐阜県

今年度の「検査と健康展」はコロナ禍での開催で、どのような形で実施が可能であるか、感染予防対策は大丈夫かなど考えなければならぬことが多くありました。昨年度は感染拡大により中止をしたこともあり、今年度こそは開催できる方法でと企画を進めました。



現在の状況の中で、市民の方々に健康に関する啓発や、臨床検査技師の仕事を知っていただくために、新型コロナウイルスの感染予防と検査での臨床検査技師の仕事にテーマを絞って開催をしました。

感染予防対策では、正しい手洗いを知っていただくために、手洗いチェッカーを使用し洗い残しの部分を認識してもらい、どの部分を中心に手洗いをするかを説明しました。マスクの正しい使用方法では、マスクのつけ方、外し方、捨て方を知っていただきました。すぐできる簡単なことで感染予防対策ができることを啓発できたと思います。

新型コロナウイルスの遺伝子検査や抗原検査、検体採取などの紹介では、検査の内容や検査技師がどのような仕事をしているかを知っていただいたり、市販されている抗原検査キットの使用についての注意点を学んでいただくことができました。

今回は、感染リスクを避けるために市民の方に健康チェックをしていただくことができませんでしたが、少しでも健康維持に対する活動ができ、臨床検査技師の仕事を知っていただけたと思います。

(岐阜県臨床検査技師会 澤野 晴夫)

(編集後記) 紅梅の花が彩り、ツグミやジョウビタキの来訪も少なくなり、春が目の前に迫っている。我々の世界も慌ただしくなった。タスク・シフト/シェアから始まり、臨地実習の講習会が各支部で開催されている。教育内容と教育目標が大きく見直された。臨地実習を受け入れる施設においては、臨地実習指導者を配置しなければならないと法的にも義務付けられ、昨年10月からの検体採取業務も同様に追加された。

臨地実習施設のみならず、卒前・卒後教育に関心をもち、これからのチーム医療・新たな臨床検査へ一歩先・二歩先・三歩先！

(佐藤)